

## 高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱

高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱（令和4年10月18日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市は、高齢化や核家族化、身近な店舗の減少などにより、食料品等の買い物に不安を抱いている高齢者が増加していることから、自宅付近で日常生活に必要な食料品等の買い物ができるよう事業者等が市内で行う移動スーパーの実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 移動スーパー 市内の買い物支援を必要とする地域又は世帯に対し、あらかじめ巡回するコース及び時間を設定し、食料品等を自動車で販売することをいう。ただし、特定の食料品等のみの販売、車内で調理加工した食品等の販売、特定の住宅若しくは施設のみへの販売又は食料品等の配達を除く。
- (2) 食料品等 生鮮食品（野菜果実、食肉及び魚介類）その他飲食料品及び日常生活用品をいう。
- (3) 始点 移動スーパーで販売する食料品等を仕入れる主たる店舗をいう。ただし、当該店舗の所在地が高山地域の場合は高山市役所とし、当該店舗の所在地が高山地域でない場合であって複数の場合は事業者等の事業所をいう。
- (4) 巡回先 市長が別に定める始点からの直線距離に応じて区分する高山市の町名をいう。

（補助対象事業、補助対象経費及び補助金額）

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は別表のとおりとする。

- (1) 自動車調達事業 移動スーパーの実施に係る自動車の調達であって、自動車を新たに購入する事業、所有する自らの自動車を改造する事業又は自動車を新たに借り上げる事業
  - (2) 移動スーパー運営事業 移動スーパーの運営であって、始点から直線距離で5キロメートルを超える巡回先への移動費用又は自動車の維持管理事業
- 2 前項第1号の自動車調達事業及び前項第2号の移動スーパー運営事業のうち自動車の維持管理事業については、他の補助制度による補助金の交付を受ける場合の補助対象経費にあつては、当該補助対象経費にはできない。

（対象事業者）

第4条 補助金の対象事業者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自動車調達事業に対する補助金（以下「自動車調達事業補助金」という。）

- ア 市内に事業所を有する法人又は個人事業主（事業開始予定の者を含む。）
  - イ 市内で週1回以上定期的に移動スーパーを実施する者
  - ウ 申請の日の属する年度の初日から起算して5年以上移動スーパーを実施する予定の者
  - エ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守する者
  - オ 市税の滞納がない者
  - カ 高山市暴力団排除条例（平成24年高山市条例第2号）に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない者
- (2) 移動スーパー運営事業に対する補助金（以下「移動スーパー運営事業補助金」という。）
- ア 始点から直線距離で5キロメートルを超える地区に週1回以上定期的に移動スーパーを運行する法人又は個人事業主
  - イ 食品衛生法その他の関係法令を遵守する者
  - ウ 市税の滞納がない者
  - エ 高山市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない者
  - オ 自動車の維持管理に係る費用の補助については、年度のうちに6月以上運行する者（事業計画書）

第5条 移動スーパー運営事業補助金の交付を申請しようとする者は、当該年度の4月末日までに高山市地域買い物支援事業補助金事業計画書（別記様式第1号。以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中で新たに移動スーパーを実施する者にあつては、事業開始後1月以内に提出するものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高山市地域買い物支援事業補助金交付申請書（別記様式第2号又は別記様式第3号。以下これらを「交付申請書」という。）に、次に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、自動車調達事業補助金の交付申請については事業実施前に、移動スーパー運営事業補助金の交付申請については前条に規定する事業計画書の提出後に、行わなければならない。

(1) 自動車調達事業補助金

- ア 移動スーパーの実施に係る計画書
- イ 自動車調達事業に係る見積書
- ウ 改造前の自動車の写真（自動車の改造の補助のみ）
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 移動スーパー運営事業補助金

- ア 移動スーパー月間運行実績調書（別記様式第4号。自動車の維持管理の補助にあつて

は6月分以上)

- イ 補助対象経費に関する収支決算書（自動車の維持管理の補助のみ）
- ウ 経費を支払ったことを示す書類の写し（自動車の維持管理の補助のみ）
- エ その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、速やかに決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

2 前項の審査において、補助金を交付することが不相当と認めたときは、高山市地域買い物支援事業補助金不交付通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により移動スーパー運営事業補助金の交付決定を受けた者（以下「移動スーパー運営事業補助事業者」という。）に対し、補助金を交付するものとする。

（自動車調達事業の内容の変更等）

第8条 前条の規定により自動車調達事業補助金の交付決定を受けた者（以下「自動車調達事業補助事業者」という。）が、補助対象事業等の内容を変更又は当該事業を中止しようとするときは、あらかじめ高山市地域買い物支援事業補助金事業変更・中止承認申請書（別記様式第6号）により市長に承認を受けなければならない。

（自動車調達事業の実績報告）

第9条 自動車調達事業補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに高山市地域買い物支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 移動スーパーを実施する自動車の写真
- (2) 経費を支払ったことを示す書類の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 賃貸借契約書（自動車の借上げの場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（自動車調達事業補助金の交付）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業が完了したことを確認の上、自動車調達事業補助金を交付するものとする。

2 市長は、自動車調達事業補助金の交付について特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、第7条に規定する自動車調達事業補助金の交付決定の日以後において、自動車調達事業補助金を概算払いすることができる。

（補助金の交付条件）

第11条 補助金の交付に当たっては、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に掲

げる条件を付すものとする。

(1) 自動車調達事業補助金

ア 申請の日の属する年度の初日から起算して、移動スーパーを継続して5年以上実施すること。ただし、自動車調達事業補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により、やむを得ず事業の中断又は廃止をする場合

(イ) 事業の従事者の傷病等により、やむを得ず事業の中断又は廃止をする場合

(ウ) その他市長が特に認めた場合

イ 移動スーパーの運行回数、状況等に関する高山市地域買い物支援事業実施状況報告書（別記様式第8号）を交付すべき額が確定した日の属する年度から5年間継続して毎年度末に市長に提出すること。ただし、移動スーパー運営事業補助金の対象事業者であって、同一の年度において、第6条第2号に定める移動スーパー月間運行実績調書（別記様式第4号）を事業開始時又は年度当初から年度末までの月数分提出する場合は、提出を省略することができる。

ウ 高山市高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱（平成31年2月14日決裁）第2条第2号に規定する協力事業者に登録すること。

(2) 移動スーパー運営事業補助金

ア 高山市高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱第2条第2号に規定する協力事業者に登録すること。ただし、市内に事業所がない移動スーパー運営事業補助事業者にあつては、高齢者の見守りに協力するものとする。

（財産の管理及び処分制限）

第12条 自動車調達事業補助事業者は、この補助金の交付を受け取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の車両、機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の承認をした自動車調達事業補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（検査等）

第13条 市長は、自動車調達事業補助事業者及び移動スーパー運営事業補助事業者（以下「両補助事業者」という。）に対して当該事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は職員を派遣して検査させることができる。

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、両補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に規定する内容に違反したとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、高山市地域買い物支援事業補助金返還命令書（別記様式第9号）により補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 両補助事業者は、交付された補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に実施する事業について適用する。

別表（第3条関係）

事業区分		補助対象経費	補助金額
自動車 調達事 業	自動車 の購入 及び改 造	移動スーパーの実施に必要な 自動車の購入及び改造（移動 スーパーの実施に必要なもの に限る。）に要する費用。た だし、自動車検査に係る法定 費用（自動車重量税、自賠責 保険料、登録・検査手数料等） を除く。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額 （千円未満の端数があるときは、その端数 を切り捨てた額とする。）以内とし、車両 1台当たり200万円を限度とする。
	自動車 の借上 げ	自動車の借上げに係る費用。 ただし、この要綱が施行する 際、現に借り上げている自動 車及び借上げの開始の日から 起算して5年を経過している 自動車については、補助金の 対象としない。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額 （千円未満の端数があるときは、その端数 を切り捨てた額とする。）以内とし、1年 度につき、1契約における車両1台当 たり40万円を限度とする。
移動ス ーパー 運営事 業	移動費 用	移動に係る費用のうち、次に 掲げる費用 (1) 自動車燃料費 (2) 人件費	次に掲げる始点から巡回先までの直線距 離による単価に移動スーパーの運行日数 を乗じた額以内の額とする。 (1) 5キロメートル超10キロメートル 以下 1,000円 (2) 10キロメートル超15キロメー トル以下 2,000円 (3) 15キロメートル超20キロメー トル以下 3,000円 (4) 20キロメートル超25キロメー トル以下 4,000円 (5) 25キロメートル超 5,000円

<p>自動車 の維持 管理</p>	<p>移動スーパーの実施に必要な 自動車の維持管理に係る費用 のうち、次に掲げる費用</p> <p>(1) 任意保険料</p> <p>(2) 自動車検査に係る費用。 ただし、法定費用（自動車 重量税、自賠責保険料、登 録・検査手数料等）を除く。</p> <p>(3) 自動車修繕料（移動スー パーの実施に必要なものに 限る。）</p> <p>(4) その他自動車の維持管理 に必要な経費</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 （千円未満の端数があるときは、その端数 を切り捨てた額とする。）以内とし、20 万円を限度とする。ただし、高山市外の 運行日数が5割以上の自動車は10万円 を限度とする。</p>
---------------------------	---	---

年 月 日

（あて先）高山市長

所在地  
事業者名  
代表者名

高山市地域買い物支援事業補助金事業計画書（移動スーパー運営事業補助金）

高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1. 事業者の概要

移動スーパーの商号		
事業開始年月日		
従事者数		
仕入先店舗	店舗名	
	所在地	
事業に供する自動車	車種	
	年式	
	登録番号	
連絡先	担当者名	
	電話番号	

2. 事業の概要

(1) 実施期間 月 から 月まで

(2) 販売する食料品等の内容

(3) 運行内容

曜日	運行時間	巡回先（地区名）	巡回箇所数



年 月 日

（あて先）高山市長

所在地  
事業者名  
代表者名

高山市地域買い物支援事業補助金交付申請書（自動車調達事業補助金）

高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、この申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業内容
- 3 添付書類
  - (1) 移動スーパーの実施に係る計画書
  - (2) 自動車調達事業に係る見積書
  - (3) 改造前の自動車の写真（自動車の改造の補助のみ）
  - (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（あて先）高山市長

所在地  
事業者名  
代表者名

高山市地域買い物支援事業補助金交付申請書（移動スーパー運営事業補助金）

高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。  
申請にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、この申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 交付申請額                      金                                      円
  
- 2 事業区分                      移動費用の補助                                      円  
   自動車の維持管理の補助                                      円
  
- 3 添付書類
  - (1) 移動スーパー月間運行実績調書（別記様式第4号。自動車の維持管理の補助にあつては6月分以上）
  - (2) 補助対象経費に関する収支決算書（自動車の維持管理の補助のみ）
  - (3) 経費を支払ったことを示す書類の写し（自動車の維持管理の補助のみ）
  - (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第4号（第6条関係）

移動スーパー月間運行実績調書

（ 年 月分）

1. 事業者名（移動スーパーの商号）

2. 月間走行距離

3. 日別実績

日	曜日	巡回先 (最も遠い地区)	単価(円)	日	曜日	巡回先 (最も遠い地区)	単価(円)
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16				計			円

4. 連絡先 担当者名  
電話番号

別記様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

様

高山市長

高山市地域買い物支援事業補助金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、交付しないことを決定しましたので、高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

（不交付の理由）

年 月 日

（あて先）高山市長

所在地  
事業者名  
代表者名

高山市地域買い物支援事業補助金事業変更・中止承認申請書（自動車調達事業補助金）

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更・中止したいので、高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業内容	
変更内容	
変更又は中止の理由	
変更前の補助金交付決定額	円
補助金増加・減少申請額	円
変更後の補助金申請額	円

年 月 日

（あて先）高山市長

所在地  
事業者名  
代表者名

高山市地域買い物支援事業補助金実績報告書（自動車調達事業補助金）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業内容

2 補助金交付決定額 円

3 補助対象経費の実支出額 円

4 添付書類

- (1) 移動スーパーを実施する自動車の写真
- (2) 経費を支払ったことを示す書類の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 賃貸借契約書（自動車の借上げの場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（あて先）高山市長

所在地

請求者 事業者名

代表者名

高山市地域買い物支援事業実施状況報告書（自動車調達事業補助金）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた高山市地域買い物支援事業補助金について、高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり実施状況を報告します。

記

1. 移動スーパーの実施状況

実施年月	実施日数	実巡回箇所数	巡回した地区、曜日、時間帯等
年 4月	日		
年 5月	日		
年 6月	日		
年 7月	日		
年 8月	日		
年 9月	日		
年 10月	日		
年 11月	日		
年 12月	日		
年 1月	日		
年 2月	日		
年 3月	日		

2. その他

別記様式第9号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

様

高山市長

高山市地域買い物支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した事業について、高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

事業内容	
返還金額	円
返還期限	
返還理由	
返還方法	
補助金既交付額	円